六　風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正（第一四条、附則第二条関係）

1　一〇ヘクタール以上の風致地区（二以上の市町村の区域にわたるものを除く。）に係る条例の制定権限を都道府県から市町村に移譲するとともに、所要の経過措置を設けることとした。

2　一〇ヘクタール以上の風致地区内における行為の許可に係る事務権限のうち、一〇ヘクタール以上の風致地区（二以上の市町村の区域にわたるものに限る。）については都道府県知事から市長に移譲し、その他の風致地区については市町村長へ移譲することとした。

七　公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正（第一五条関係）

都市計画区域内に所在する土地のうち河川予定地等に準ずる土地について、有償で譲渡しようとする場合の届出及び自治体に買取りを希望する場合の申出に係る面積規模を引き下げる条例等の制定権限を、都道府県から市に移譲することとした。

八　特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令の一部改正（第一七条関係）

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の改正に伴い、航空機騒音対策基本方針に航空機の騒音により生ずる障害の防止に配意した土地利用を図るための施設の整備に関する基本的事項を定める場合の指針を規定することとした。

九　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二三年法律第一〇五号）の一部の施行に伴い、建築基準法施行令その他の関係政令について所要の規定の整備等を行うこととした。

一〇　この政令は、平成二三年一一月三〇日から施行することとした。ただし、一部の規定については、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇**地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う環境省関係政令の整理に関する政令**（政令第三六四号）（環境省）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二三年法律第一〇五号）の一部の施行に伴い、環境省関係政令の規定の整理を行うこととした。（第一条～第六条関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、平成二四年四月一日から施行することとした。

法律

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法をここに公布する。

御名　御璽

国事行為臨時代行名

平成二十三年十一月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第百十三号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　設立（第六条―第十二条）
第三章　管理
　第一節　取締役等（第十三条・第十四条）
　第二節　定款の変更（第十五条）
第四章　業務
　第一節　業務の範囲等（第十六条・第十七条）
　第二節　支援基準（第十八条）
　第三節　業務の実施（第十九条―第三十二条）
第五章　財務及び会計（第三十三条―第四十条）
第六章　監督（第四十一条・第四十二条）
第七章　解散等（第四十三条―第四十六条）
第八章　預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務の特例等（第四十七条―第五十五条）
第九章　雑則（第五十六条―第六十五条）
第十章　罰則（第六十六条―第七十二条）
附則

第一章　総則

（機構の目的）

第一条　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構は、東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もって被災地域の復興に資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、被災地域においてその事業の再生を図ろうとするものに対し、当該事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じて債務の負担を軽減しつつその再生を支援することを目的とする株式会社とする。

（定義）

第二条　この法律において「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

2　この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。

一　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関

二　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合